

● 住民税

問 課税課 ☎0297-21-2213

市・県民税（個人住民税）

前年中（1～12月）の所得（給与・事業など）を基礎として、1月1日現在に居住している市区町村で課税します。

なお、個人住民税は、均等割と所得割から構成されます。

●申告の時期

毎年3月15日までに1月1日現在に居住している市区町村へ申告します。

●申告が必要なかた

市内に住所があるかたは、原則として申告をしなければなりません。ただし、次のかたは必要ありません。

- ・ 所得税および復興特別所得税の確定申告をするかた
- ・ 給与所得、または公的年金所得のみのかた（支払者が給与支払報告書を市役所に提出しているかた）

なお、ほかの所得のある場合や所得控除の追加、または変更がある場合には申告が必要になります。

法人市民税

市内に事務所、事業所がある法人に課税されます。各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定申告をします。また、当該事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に中間申告が必要な場合もあります。

● 市たばこ税

問 課税課 ☎0297-21-2213

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。税率は、たばこ1,000本につき6,552円です。つまり、20本入りのたばこ1箱に131.04円の市たばこ税が含まれています。

● 固定資産税

問 課税課 ☎0297-21-2213

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有されているかたに課税されます。税額は評価額から求められる課税標準額に、税率1.4%をかけて算出します。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、ほかの土地や家屋の価格と比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価が適正なものかを判断する資料として、毎年4月1～30日（土・日曜日、祝日を除く）に、市内すべての土地や家屋の内容を確認することができます。

新築住宅に対する固定資産税の減額措置

住宅を新築すると、その住宅の構造により新築後一定期間、固定資産税が2分の1に減額されます。

●対象となる住宅

専用住宅または居住部分が2分の1以上の併用住宅のうち、その居住部分の床面積が50㎡（共同住宅は1戸あたり40㎡）以上280㎡以下のもので、減額されるのは床面積が120㎡までの部分です。

●減額される期間

- 一般住宅…新築後3年間（認定長期優良住宅は5年間）
- 3階建て以上の中高層耐火住宅…新築後5年間（認定長期優良住宅は7年間）

都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋を所有されているかたに課税されます。

税額は評価額から求められる課税標準額に、税率0.3%をかけて算出します。固定資産税と同一納付書で納めていただきます。



● 軽自動車税(種別割)

問 課税課 ☎0297-21-2213

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有しているかたに対し課税されます(年度途中で廃車しても課税されます)。使用しなくなった場合には、速やかに廃車の手続きをお願いします。

■ 軽自動車の登録

市で登録・廃車ができるのは、125cc以下のバイクと小型特殊自動車です。それ以外の場合、二輪車は茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所(☎050-5540-2018)、四輪車は軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所(☎050-3816-3106)で手続きをお願いします。

●登録に必要なもの

①標識交付申請書(窓口にあります) ②販売証明書または譲渡証明書 ③運転免許証

●廃車に必要なもの

①廃車申告書(窓口にあります) ②標識交付証明書 ③ナンバープレート

● 税の証明書の交付

問 課税課 ☎0297-21-2213 収納課 ☎0297-21-2208

税の証明書は、課税課、収納課またはさしま窓口センターの窓口で直接請求するか、郵送での請求をお願いします(電話による請求はできません)。また、申請の際には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど)をおもちください。代理人が申請する場合は委任状が必要となります。

■ 証明書・閲覧手数料

証明の種類	手数料	備考
★市県民税所得証明書	300円	必要とする年度の1月1日現在に、坂東市に住所のあるかたが申請できます。
★市県民税所得証明書(児童手当用)	300円	
★市県民税非課税証明書	300円	
★市県民税課税証明書	300円	
◆★納税証明書	1税目300円	証明書に反映されるまでに10日前後かかる場合がありますので、納付後2週間以内の申請の際は領収書をおもちください。
◆★未納のない証明書	300円	
◆★軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)	無料	
◆★国民健康保険税普通徴収納付済確認書	無料	
★土地・家屋評価証明書	300円	所有者または相続人以外の申請の場合は委任状が必要となります。相続人確認のため、戸籍謄本の提示をお願いすることがあります。
★土地・家屋公課証明書	300円	
名寄台帳写	300円	
★所有不動産証明書	300円	
★登載証明書	300円	未登記の場合は委任状が必要です。
現況証明書	300円	証明願が必要となります。
滅失証明書	300円	
住宅用家屋証明書	1,300円	
固定資産税土地一覧表閲覧	300円	一覧表1枚につき
地積集成図	10円	1/1000縮尺 A3(横)
土地公図写	300円	1/500縮尺 A3(横)
★事業所所在証明書	300円	軽自動車用のものは無料です。

※◆は収納課に申請するもの、★はさしま窓口センターでも申請できるものになります。

※軽自動車の登録、住所変更などが1か月以内の場合で軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)が必要な時は、車検証または車検証のコピーをおもちください。

● 納税

問 収納課 ☎0297-21-2208

納付場所

市役所（会計課）、さしま窓口センター、常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、岩井農業協同組合、茨城むつみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局（関東各都県・山梨県に限る）、コンビニエンスストア

納付方法

- ①口座振替を金融機関に依頼し、口座から引き落とす。（推奨）
- ②納付書による現金納付
- ③スマートフォン専用アプリ（PayPay、LINE Pay、Pay B）を利用して納付

※納税の口座振替手続き

市内の金融機関に備えてある口座振替依頼書に必要事項を記入、押印し、引き落としを希望する金融機関に直接ご提出をお願いします。

●口座振替取扱金融機関

- ①常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、岩井農業協同組合、茨城むつみ農業協同組合、中央労働金庫
- ②ゆうちょ銀行および郵便局

●申し込みに必要なもの

通帳またはキャッシュカード、金融機関届出印

納期について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

差押

納期限が過ぎて督促状が発布されても市税を納付していただけない場合は、税の公平性を確保するため、財産の差押を受けることになりますので、納期内の納付をお願いします。

休日納付・夜間納付および納税相談

毎月第1日曜日に、収納課で納付および納税相談ができます。
また、第3水曜日は夜間窓口を実施しています（19:15まで）

